SBI Web3 ウォレットサービス約款

SBI Web3 ウォレットサービス約款

第1章 総則

第1条 (本約款の趣旨)

- 1. この SBI Web3 ウォレットサービス約款(以下「本約款」といいます。)は、SBI VCトレード株式会社(以下「当社」といいます。)が管理する SBI Web3 ウォレット(以下「SBI Web3 ウォレット」といいます。)を利用した暗号資産及び NFT(Non-Fungible Token)の売買、入出庫又は管理並びにこれらに関連し、又は附随するものとして当社が提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)について適用され、お客様と当社の権利義務関係等を明確にすることを目的とします。
- 2. お客様は、本約款、取引説明書及びその他法令等で定める事項への同意書面(以下「本 同意書面」といいます。)に記載の内容に同意の上、その内容に従って、本サービスを 利用するものとします。
- 3. 本サービスに関し本約款に定めのない事項については、その性質に反しない限りにおいて、「サービス総合約款」(以下「サービス総合約款」といいます。)及び本同意書面に記載の内容(以下「サービス総合約款等」といい、サービス総合約款等と本約款を総称して「本約款等」といいます。)が適用又は準用されるものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。当該適用又は準用が行われる場合には、サービス総合約款中の「本サービス」には、本条第1項に定義する「本サービス」が含まれるものとして解釈され、又は読み替えられるものとします。
- 4. 本約款の規定とサービス総合約款等の規定に齟齬が生じるときは、本サービスに関しては、本約款の規定がサービス総合約款等の規定に優先して適用されるものとします。
- 5. 本約款で使用される用語の意味は、本約款で別途定める場合を除き、サービス総合約款 に定める定義に従います。
- 6. 本約款等は、当社のホームページ上で電磁的方式により掲示します。

第2条 (機器等の環境整備等)

- 1. 本サービスの提供は、主としてインターネットを通じて行うものであり、本サービスの利用のためには、お客様は単独でパソコン又は携帯端末での基本操作を行えることが必要です。
- 2. 本サービスの利用にあたり、お客様は、あらかじめ本サービスを利用するために必要な機器、回線、設備及びソフトウエア等(以下「機器等」といいます。)をお客様の責任及び費用負担において準備し、維持するものとします。

- 3. 本サービスの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本サービス に対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任及び費用負担において 本サービスに対応した機器等を準備するものとします。
- 4. 当社が定める本サービスの利用環境を整備せずに本サービスを利用した結果、お客様に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条 (口座・ウォレット開設等)

- 1. お客様が本サービスを利用するためには、サービス総合約款等に基づき、暗号資産の現物取引に関する口座である SBI VCトレード取引口座(以下「本口座」といいます。)を開設している必要があります。
- 2. お客様は、当社所定の方法に基づき本サービスの利用を申し込み、別途当社が定める取引の適格要件(サービス総合約款第 4 条に規定する適格要件のうちその性質上本サービスにおいても適用されるものを含みますが、これに限られません。)に適合するお客様であることを当社が確認した上で当社が承諾した場合に限り、本サービスを利用できるものとします。なお、当社が当該承諾を行わなかった場合において、当社は、その理由について開示する義務を負わないものとします。
- 3. 本サービスは、当社が前項の承諾をし、所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。

第4条 (ウォレット等の管理)

- 1. お客様は、本サービスの利用にあたっては、当社所定の方法によりログイン ID 及びログインパスワード(他の本人確認のための手段として当社が指定する方法を用いる場合には、当該本人確認手段における所定の情報を含みます。以下「ログイン情報等」といいます。)を当社に対して通知するものとし、お客様が通知したログイン情報等と当社に登録されているログイン情報等(二要素認証その他のセキュリティ措置を含みます。)が一致した場合にのみ、本サービスを利用することができます。
- 2. SBI Web3 ウォレット及びこれに紐づくログイン情報等をご利用できるのは、当該 SBI Web3 ウォレットを開設したお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により SBI Web3 ウォレットを利用した暗号資産及び NFT の入出庫をできないものとします。
- 3. お客様が前項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、本サービスの提供の全部若しくは一部を停止し、又は本約款に基づく契約を解約することができ、お客様はこれに異議を申し立てることができないものとします。また、当社が本サービスの利用等に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客

様は合理的な範囲で誠実にこれに応じるものとします。

4. お客様は、ログイン情報等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、第 1 項の規定に基づき当社に通知されたログイン情報等と当社に登録されたログイン情報等が一致することを当社が所定の方法により確認した後にお客様の SBI Web3 ウォレットにおいて第三者が行った全ての取引についての責任は、お客様ご本人が負担するものとします。また、第三者がお客様の SBI Web3 ウォレットを使用して取引を行うことによりお客様に生じた損害について、当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、責任を負担しないものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様の SBI Web3 ウォレットを使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客様は、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償又は補填するものとします。

第2章 SBINFT マーケットでの売買に係る特則

第2章に定める条項は、SBINFT 株式会社(以下「SBINFT 社」)といいます。)が提供する SBINFT Market(以下「SBINFT マーケット」といいます。)における NFT の購入及び販売を SBI Web3 ウォレットを利用して行う場合についてのみ適用されるものとします。

第5条 (NFT 購入の通知)

1. お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して、購入者(保有者(以下に定義します。)から NFT を購入しようとする又は購入した SBINFT マーケットの利用者をいいます。以下同じ。)として SBINFT マーケットにおいて NFT の売買契約(以下「NFT 売買契約」といいます。)を保有者(NFT を保有している SBINFT マーケットの利用者をいいます。以下同じ。)との間で締結し NFT を購入する場合、当該 NFT 売買契約において NFT の対価として合意された当社が指定する暗号資産(以下「SBI Web3 指定暗号資産等」といいます。)の数量(以下「NFT 対価相当量」といいます。)、第7条に規定するお客様の支払方法並びにお客様及び当該第三者のウォレットアドレスその他の情報が、SBINFT 社から当社に対し通知され(以下、当該通知を「本通知」といいます。)、お客様はこれに同意するものとします。

第6条 (当社による第三者弁済)

1. お客様が SBI Web3 ウォレットを利用して購入者として SBINFT マーケットにおいて NFT 売買契約を保有者との間で締結し NFT を購入する場合、お客様は、次の各号に 定める対価又は手数料の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対してこれらの対価又は 手数料を支払うこと(以下「本第三者弁済等」といいます。)を当社に対し委託するも

のとします。

- (1) NFT 売買契約に基づき支払う NFT の対価: 保有者
- (2) SBINFT 社が策定する NFT 売買契約を規律する規約(規約、約款その他名称の 如何を問わず、以下「SBINFT 規約」といいます。)において購入者が相手方たる 保有者に代わって SBINFT 社に対して第三者弁済すべきものとして定められる 手数料(以下「本手数料」といいます。): SBINFT 社
- (3) SBINFT 規約において購入者が NFT を発行した者(以下「発行者」といいます。) に対して支払うべきものとして定められる手数料(以下「ロイヤリティ」といいます。): 発行者
- 2. 当社が本通知を受領した場合、お客様が本約款等及び SBINFT 規約に違反することその他本第三者弁済等を行うことが適当でないと当社が合理的に判断した場合を除き、本通知を受領した時点において、当社が当該本通知に係る NFT 売買契約に関する本第三者弁済等の委託を受託したものとみなします。
- 3. 当社は、次条に規定する前払請求権の弁済がお客様により有効になされたことを条件に、NFT 売買契約に係る NFT の対価、本手数料及びロイヤリティについて、(i)当該 NFT 売買契約の相手方たる保有者に対して NFT 対価相当量(但し、本手数料に相当する数量の SBI Web3 指定暗号資産等(以下「本手数料相当量」といいます。)及びロイヤリティに相当する量の SBI Web3 指定暗号資産等(以下「ロイヤリティ相当量」といいます。)が控除された後の数量とします。)を、(ii)SBINFT 社に対して本手数料相当量を、(iii)発行者に対してロイヤリティ相当量を、当社所定の方法によりそれぞれ送信することによって本第三者弁済等をします。

第7条 (前払請求)

- 1. 当社は、前条第 3 項に基づく本第三者弁済等に先立ち、本第三者弁済等を行うにあたり必要となる費用として、お客様に対して、NFT 対価相当量の前払請求を行います。 お客様は、当社の有する前払請求権に対する弁済として、次のいずれかの方法により、 当社に対し、NFT 対価相当量の暗号資産を支払うものとします。
 - (1) NFT 売買契約締結時に本口座に存在する SBI Web3 指定暗号資産等を当社に移 転し支払う方法
 - (2) サービス総合約款第 10 条第 1 項に規定する店頭取引により本口座の法定通貨を対価に SBI Web3 指定暗号資産等を購入して当該 SBI Web3 指定暗号資産等を当社に移転し支払う方法
 - (3) NFT 対価相当量の一部について NFT 売買契約締結時に本口座に存在する SBI Web3 指定暗号資産等を、その残部について第(2)号の方法により購入した SBI

Web3 指定暗号資産等をそれぞれ当社に移転し支払う方法(NFT 売買契約締結時 に本口座に存在する SBI Web3 指定暗号資産等の数量が NFT 対価相当量の数量 を下回る場合に限る)

- 2. お客様が前項第(2)号又は(3)号の方法を選択した場合には、当社は、本通知を受領した時点で、当社が別途の方法により提示する価格で、お客様が前項第(2)号を選択した場合は NFT 対価相当量、前項第(3)号を選択した場合は同号の残部に相当する量の SBI Web3 指定暗号資産等をお客様が購入する注文及び当該注文に係る約定が当社との間でなされたものとみなしてこれを執行するものとし、お客様はこれをあらかじめ了承するものとします。お客様は、当該約定が成立したとみなされる時点でその条件に拘束され、以降当該注文の撤回及び変更をすることができないものとします。
- 3. 暗号資産の現物取引に関するその他の条件は、当社が別途定める取引説明書によるものとします。
- 4. 本第三者弁済等を行うために必要となる、本口座から当社の SBI Web3 ウォレットに対する暗号資産の移転(もしあれば)及び当社の SBI Web3 ウォレットから保有者のウォレットに対する暗号資産の移転に要する、ブロックチェーンの利用の際に必要なネットワーク手数料(以下「GAS代」といいます。)は当社が負担するものとします。

第8条 (NFT 売却時の移転)

- 1. 当社は、お客様が保有者となり、購入者との間で締結した NFT 売買契約に基づきお客様が購入者に対して売却した NFT を、お客様が利用する SBI Web3 ウォレットから購入者が利用するウォレットに移転させるために必要な措置を講じるものとします。お客様は、本約款に同意することにより、当該移転を行うことを当社に委託するとともに、これに必要な権限を当社に対して授権するものとします。
- 2. 前項の規定に従い NFT を移転させるために必要となる GAS 代は当社が負担するものとします。

第9条 (NFT 売却時の暗号資産の売買)

- 1. 前条第1項に規定する売買契約に基づきお客様が受領する NFT 対価相当量(但し、本 手数料相当量及びロイヤリティ相当量の控除後のもの。)の SBI Web3 指定暗号資産等 はお客様名義の SBI Web3 ウォレットに入庫(以下「本入庫」といいます。)されます。
- 2. 当社は、当社が本入庫を確認できた時点で、当社所定の方法により提示される当社が本入庫を確認できた時点の販売所取引(店頭取引)における価格(売値)で、本入庫によりお客様名義の SBI Web3 ウォレットに入庫した SBI Web3 指定暗号資産等をお客様が売却する注文及び当該注文に係る約定が当社との間でなされたものとみなしてこれを執行するものとし、お客様はこれをあらかじめ了承するものとします。お客様は、当

該約定が成立したとみなされる時点でその条件に拘束され、以降当該注文の撤回及び 変更をすることができないものとします。

- 3. 前項の規定に基づき執行される約定に基づき当社がお客様に対して支払う法定通貨は、お客様が保有する本口座に入金することにより支払われます。
- 4. 暗号資産の現物取引に関するその他の条件は、当社が別途定める取引説明書によるものとします。

第3章 NFT の入出庫・管理

第10条 (NFT の入出庫)

- 1. お客様は、当社が提携する会社のサービスにおいて売買される NFT、当社のグループ 会社が発行する NFT その他当社が許容する NFT を、お客様名義の SBI Web3 ウォレットを宛先として入庫することにより、当社に対して寄託することができます。
- 2. 当社は、前項に基づき入庫した NFT について、お客様からの出庫指図に基づき、指図 後の定時点で出庫の処理を実行致します(但し、当該 NFT の技術上ないし性質上の制 約その他の事由により当該処理を行うことができない場合を除きます。)。
- 3. お客様は、前項に規定する出庫指図に関して出庫先のウォレットとして第三者が提供するサービスが指定できることその他当社のサービスと第三者のサービスを連携させることができることをもって、当社が当該サービスについて保証を与えたものと解してはならないものとします。第三者のサービスに起因してお客様に発生した損害(NFTの流出・消失を含みますが、これらに限られません。)について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 第 2 項の規定に従い NFT を出庫するために必要となる GAS 代は当社が負担するものとします。

第11条 (NFT の管理)

- 1. お客様が当社に寄託する NFT については、当社が設置したお客様名義の SBI Web3 ウォレットで保管・管理し、お客様への返戻にあたっては、当該 SBI Web3 ウォレットから返戻するものとします。
- 2. 当社に寄託した NFT の一部又は全部が盗難等により、当社管理下のウォレットから紛失した場合には、次項に基づき換算した法定通貨をもって返戻するものとします。
- 3. 前項に基づき返戻する法定通貨の算定は、当社所定の期間における当該 NFT の実勢価格を基準に当社が算定するものとします。なお、この場合において、返戻に係る NFT をお客様が購入する際に支払った SBI Web3 指定暗号資産等の数量を当該購入時点の

当社所定の方法により表示された価格(当該価格が存在しない場合には公平な第三者により表示された価格)により法定通貨に換価した価格を算定額の上限とし、返戻に係る NFT をお客様が無償で取得したとき(景品として取得したときを含みますが、これに限られません。)は算定額を 0 円とします。

第12条 (入出庫の制限等)

- 1. お客様は、当社が提携する会社のサービスを利用した NFT の売買に伴い行われる入出庫及び第 10 条の規定に基づき行われる入出庫その他当社が本規定上明示的に許容する SBI Web3 指定暗号資産等及び NFT の入出庫を除き、SBI Web3 ウォレットを宛先として暗号資産及び NFT の入庫を行うことができず、また SBI Web3 ウォレットから暗号資産及び NFT の出庫を行うことができないものとします。
- 2. 前項の規定に違反する暗号資産及びNFTの入庫が行われた場合、お客様はこれらの暗 号資産及びNFTの返還を請求できないものとし、お客様に生じた損害について、当社 は一切の責任を負わないものとします。また、前項に基づくSBI Web3 指定暗号資産等 及びNFTの出庫以外の出庫ができないことに起因してお客様に損害が生じた場合に も、当社は一切の責任を負わないものとします。(SBI Web3 ウォレット閉鎖後も同様 の取扱いとします。)
- 3. お客様が当社に預託している暗号資産又は NFT を出庫又は送付し、他のウォレットへ 移動を行う場合に、誤った送付先を指定したことによる誤送付については、当社は一切 関知せず、当該誤送付によってお客様に生じる損害について、当社はその責を一切負わ ないものとします。
- 4. ウォレットの状況、暗号資産のブロックの生成状況その他の送信の状況等により、暗号 資産又は NFT の入出庫が遅延する場合があり、ブロックチェーンで当該暗号資産又は NFT の入出庫に係る取引がキャンセルされた場合、当社は、当該入出庫を取り消すこ とができるものとします。
- 5. お客様が暗号資産又はNFTの預け入れを行われる際に、入庫先を間違われた場合、取り扱いのない暗号資産及びNFTを入庫された場合、又は出庫先を誤って送信した場合等は、お客様はこれらの暗号資産及びNFTの返還を請求できないものとし、お客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。(SBI Web3 ウォレット閉鎖後も同様の取扱いとします。)

第4章 一般条項

第13条 (本サービスの内容等の変更)

1. 当社は、本サービスの提供条件及び範囲を実質的に変更する場合には、変更する旨及び

その内容を、当社の運営するホームページにおいて、お客様に公表した上で、変更する ものとします。

第14条 (本サービスの一時停止及び廃止)

- 1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供(SBI Web3 ウォレットの機能の全部又は一部の提供を含みます。以下同じ。)を一時停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急 に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

 - (4) ハッキング・その他の方法による当社資産又は預かり資産(SBI Web 3 ウォレット において管理される NFT を含みます。)が盗難等された場合
 - (5) 本サービス提供に必要なシステムの異常の場合
 - (6) SBI Web3 ウォレットの不正利用、本規約違反等の調査を行う場合
 - (7) 法令、当社若しくはお客様が所属する業界団体の内部規則、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と当社が判断する場合
 - (8) SBI Web 3 ウォレットにおいて管理される NFT が犯罪収益に関連し又はその疑いがあると当社が判断する場合
 - (9) SBI Web3 指定暗号資産等の流動性が著しく低下した場合
 - (10)ハードフォーク等のブロックチェーン分岐、暗号資産の仕様の変更等が行われた 結果、当社が暗号資産又はそれに関連する本サービスの一部又は全部を取り扱わ ないと判断する場合
 - (11)法令、政策並びに社会情勢の変化等により、本サービス提供の継続が行えないと当 社が判断した場合
 - (12)サービス総合約款第18条の規定に基づく措置をお客様に対して講じた場合
 - (13)その他、当社が停止を必要と判断した場合
- 2. 当社は、お客様に事前に通知することにより、本サービスの提供を廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. 当社は、前各項の本サービスの一時停止又は廃止により、お客様が損害(機会利益の逸 失を含みます。)を被った場合であっても、責任を負わないものとします。

第15条 (禁止事項)

1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当

該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うもの とします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行 為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容又は本サービスにより利用できる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引、又はその疑いのある 行為
- (4) 短時間、又は合理性を超えるような過度に頻繁な注文又は取引であると認められる行為
- (5) 本約款等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (7) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 詐欺・偽計等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
- (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、又は掲載する 行為
- (10)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者 が不快感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)を送信 する行為
- (14)本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (15)虚偽の、又は故意に誤った登録情報を当社に届け出る行為
- (16)当社の承諾を得ることなく、本サービスにより取得した情報を本サービス以外の 目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為
- (17)自ら又は第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為
- (18)暗号資産の売買等のため又は暗号資産の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為;
 - ① お客様が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。
 - ② 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人

の射幸心をあおるような言動を行うこと。

- (19)暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引;
 - ① 暗号資産の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
 - ② 暗号資産の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第 三者との通謀取引
 - ③ 暗号資産の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産の価格を変動させるべき一連の暗号資産の売買等に係る現実の取引
 - ④ 暗号資産の売買等を誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
 - ⑤ 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の 暗号資産の売買等に係る取引
- (20)架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
- (21)当社の取扱い暗号資産の情報取得者1に該当するお客様の暗号資産関連の取引
- (22)取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為
- (23)短時間に連続して同一の保有者に対する本第三者弁済等を当社に委託する行為又は当社指定暗号資産以外の暗号資産を SBI Web3 ウォレットに送付することを繰り返す等、本サービスの利用状況が不適当又は不審と認められる行為
- (24)同一人物が複数の SBI Web3 ウォレットを開設する行為
- (25)複数人物が一つの SBI Web3 ウォレットを利用する行為又はお客様本人以外の第 三者に SBI Web3 ウォレットを利用させる行為
- (26)NFT の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為
- (27)本サービス用設備につき逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング 等を行う行為。また、それらの行為を助長する目的でインターネット上にリンクを 作成する行為
- (28) その他当社が不適切であると認める行為
- 2. お客様が第1項各号の禁止行為を行い、又は行うおそれがあると当社が判断した場合、 当社は事前の通知なく、SBI Web3 ウォレットの停止、本契約の解約等、当該違反行為 を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。また、係る場合には、お

¹ 暗号資産の情報取得者とは日本暗号資産取引業協会の定める自主規制規則「暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第2項に定める者で、同第1項に定める暗号資産関係情報を取得した者です。

客様が行った取引について、過去に遡り取引を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。そのほか、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、本項に基づく措置又は当該取引の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して責任も負わないものとします。

3. お客様が前項の不足金の支払を遅滞した場合、お客様は年 14.6% の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると 認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること。
- 2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

第17条 (解除)

1. 次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、 本サービスの全部又は一部を停止し、又は本契約を解約し、SBI Web3 ウォレットの提 供を含む本サービスの提供を終了することができるものとします。

- (1) お客様が本約款の条項のいずれかに違反した時。
- (2) 第33条に定める本約款の変更にお客様が同意しない時。
- (3) お客様が本約款第 4 条に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に 判断した場合。
- (4) 一定期間にわたり SBI Web3 ウォレットの停止が継続した場合。
- (5) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合。
- (6) お客様が公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために暗号資産関連の取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
- (7) 当社がお客様に通知したログイン情報等を、共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡した場合。
- (8) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合。
- (9) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (10) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社 更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合。
- (11) 営業の廃止、変更、譲渡、又は解散の決議をした場合。
- (12) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合。
- (14) 租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (15) 3 か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合。
- (16) サービス総合約款第22条の規定に基づき本口座の停止又は解約が行われた場合
- (17) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。
- 2. 前項に基づき本サービスの提供の全部又は一部が停止された場合において、お客様が本サービスの停止解除を申し出た時は、当社が本サービスの全部又は一部の停止を解除することが相当であると判断した場合に限り、当社の所定の方法に従い本サービスの全部又は一部の停止が解除されるものとします。
- 3. 第 1 項各号のいずれかの事由に該当した場合、お客様は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を

行わなければなりません。

4. お客様は、当社が別途定める手続きにより、本契約を解約し、SBI Web3 ウォレットの利用を終了することができます。

第18条 (本契約の終了に伴う措置)

- 1. 事由の如何を問わず、お客様と当社の間の本約款に基づく契約が終了した場合(前項柱 書の規定により本サービスの提供を終了する場合を含みます。)において、お客様名義 の SBI Web3 ウォレットで保管・管理されている NFT は当社が別途定める方法により お客様に返戻することとします。
- 2. 前項の場合において、お客様が NFT の返戻に必要な協力を行わないとき又は行わないと合理的に認められるときは、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社所定の時点で、お客様名義の SBI Web3 ウォレットにて保有している全ての NFT を売却できるものとし、お客様が振込銀行口座を登録している場合には、当社は当社所定の時点において、出金手数料等を差し引いた上で、日本円を当該銀行口座に払い戻しできるものとします。この場合に発生した諸費用はお客様が負担するものとします。
- 3. お客様が当社に寄託した NFT の技術上ないし性質上の制約その他の事由により、第1項に規定する返戻処理又は前項に規定する売却ができない場合には、当社は、当該 NFT をお客様に返還する義務を負わないものとします。お客様は、当該 NFT が、本約款に基づく契約の解除に伴い利用ができなくなることを理解の上でこれに同意するものとし、当該利用ができなくなることに伴いお客様に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. お客様は、本条に基づく措置に関し異議を申し立てないものとします。
- 5. 本条に基づく措置によりお客様に損害が生じた場合でも、当社は責任を行わないものとします。

第19条 (存続条項)

1. 本契約の終了にかかわらず、第18乃至第24条及び第28条乃至第32条の効力は存続するものとします。

第20条 (通知の効力)

- 1. 本約款における当社からお客様に対する通知については、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社が運営するホームページ上の情報閲覧サービスその他のサービスにおいて、通知の内容を確認できる状態にすることをもって、通知したものとみなします。
- 2. お客様の届け出た住所、事務所の所在地又はお客様のメールアドレス宛てに当社によ

りなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものと みなします。

第21条 (取引内容の確認)

本サービスを利用しての取引内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた時は、本サービスを運用するシステムに保存されている記録内容(お客様が取引画面において入力したデータ等を含みます。)をもって解決するものとします。

第22条 (個人情報の取り扱い)

- 1. 当社によるお客様の個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が別途お客様に 交付する書面にて通知し、又は当社がホームページにて別途公表するところに従うも のとします。
- 2. お客様は、お客様に係る本取引の内容その他利用情報について、法律、裁判所若しくは 政府機関の命令、要求又は要請に基づき開示することができるものとします。

第23条 (取得情報の個人利用)

1. お客様は、本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目 的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工又は 再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第24条 (外部委託)

- 1. 当社は、業務の一部について、外部の事業者に委託することがあります。
- 2. 個人情報の取扱いについては、当社と同一の管理レベルを外部委託先に対しても求めることとし、定期的な監査の実施等で実効性の確保を図ります。

第25条 (分岐時の本サービスの利用制限)

- 1. 当社は、お客様の資産保全と取引の安全性・安定性に鑑み、当社指定暗号資産の分岐によってお客様の資産保全又は取引履行に関して何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当該分岐が発生すると予想される時点の前から当該分岐後に本サービスの安定稼働環境の確認を終えるまでの間、本サービスの利用を一時的に制限又は停止する等必要な措置をとる場合があります。
- 2. 前項の本サービスの制限や一時停止及び本サービスの再開については、当社は、当社サイト上での掲載又は当社が別途定める方法で、速やかにお客様にお知らせします
- 3. 第1項の本サービスの一時停止等の措置を実施した期間中に生じた NFT 又は暗号資産 の価格変動によるお客様の損失(逸失利益を含みますがこれに限られません。) につい

ては、当社は一切の責任を負いません。

第26条 (AML/CFT への協力)

- 1. 当社は、マネー・ローンダリング対策(AML)及びテロ資金供与対策(CFT)を実施するに際して、お客様の取引内容に調査が必要と認められる場合は、お客様に対して取引の内容、相手方、目的等に関する情報提供を求めることができ、お客様はこれに協力するものとします。
- 2. 当社は、前項の調査の過程において、又は当該調査の結果に基づき、お客様の本サービスの利用について、制限を加えることができるものとします。
- 3. 当社は、前項の措置によりお客様に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないもの とします。

第27条 (免責事項)

- 1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとします。
 - (1) 天災地変、政変等の事由により、暗号資産売買取引の注文執行、暗号資産又は法定 通貨の授受若しくは寄託の手続又は本第三者弁済等が遅延し、又は不能となった ことにより生じた損害。
 - (2) サイバー攻撃等により、暗号資産又は NFT の流通が機能不全に陥ったことにより 生じた損害。
 - (3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃又は自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
 - (4) 電信、インターネット又は郵便の誤謬又は遅延等の事由(インターネット回線の混雑を含みます。)により生じた損害。
 - (5) 法令等、本約款に従って当社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因又は関連して生じた損害。
 - (6) お客様のログイン情報等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらか じめ当社に登録されているログイン情報等との一致を当社が確認して行った取引 により生じた損害。
 - (7) お客様のコンピューターのハードウエアやソフトウエアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウエアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウエアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウエア・ソフトウエア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害。
 - (8) お客様の注文ミス又はお客様が必要な確認を怠ったために、注文が約定され、又は 約定されなかったことにより生じた損害。

- (9) 本口座の全部若しくは一部の停止、本契約の解約等に基づきお客様に発生した損害。
- (10)本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じた損害。なお、係る事由には、レート提供先からの異常レートの配信、又はシステムの故障その他の原因により、当社又は SBINFT 社が提供した高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。
- (11)お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者(当社の顧客を含む)への提供、営業目的での利用、加工又は再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用したことに関連して生じた損害。
- (12)国内の金融機関の休日又は当社の取扱時間外のために、お客様の注文・入出金依頼 に応じ得ないことにより生じた損害。
- (13)国内の金融機関の休日又は当社の取扱時間外のために、本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害。
- (14)その他当社の責めによらない事由により生じた損害。
- 2. 当社は、システムの異常等いかなる事由であれ、当社が提供するレート情報の誤表示が発生した場合には、当社は、当該レートに基づく一切の取引又は暗号資産に対する法定通貨の評価等を取り消すことができるものとし、その損害について当社は責任を負わないものとします。また、第三者から当社がレート情報を入手していた場合、相場急変動等による情報提供先からの配信の停止又は異常情報の配信、システムの故障その他当社の故意又は重大な過失に基づかない原因により取引に係るレート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について当社は責任を負わないものとします。
- 3. システムの故障その他の事由により当社が管理するシステムに障害が発生した場合、 当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知又は 公表を行うことがあります。お客様は、これらの当社による通知・公表に十分に留意し た上で、本取引を行うものとします。
- 4. 当社は、お客様が本サービス又は当社ウェブサイトに関連して、お客様と第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等について、責任を負わないものとします。
- 5. 当社は、暗号資産関連の取引及びNFTの取引並びに暗号資産の価値、機能、使用先及び用途につき何ら保証を行うものではなく、一切の責任(瑕疵担保責任を含みます。)を負わないものとします。お客様が当社から直接又は間接に本サービス又は他のお客様に関する情報を得た場合であっても、当社はお客様に対し本規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行うものではありません。
- 6. お客様は、本サービスを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規 則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、お客 様による本サービスの利用が、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合 することを何ら保証するものではありません。

- 7. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関していかなる理由に基づいても責任を負わないものとします。
- 8. 当社は、暗号資産及びNFT自体の価値、安定性及び適法性について、一切保証するものではありません。当社は、お客様による、暗号資産及びNFTの性質、メカニズム及びマーケット運営等の理解不足から発生するいかなる損害について責任を負わないものとします。
- 9. 当社は、法令等若しくはセキュリティの観点、又は異常取引・不正取引の防止・調査等のために取引規制若しくは制限を任意に行えることとし、当社はこれによって直接又は間接に発生した損失等について責任を負わないものとします。
- 10. 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社のお客様に対する損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。また、当社の責に帰すべき事由であっても、その理由の如何にかかわらず、お客様の逸失利益(得べかりし利益)について当社はその一切の責を負わないものとします。

第28条 (秘密保持)

- 1. 「秘密情報」とは、本約款又は本サービスに関連して、お客様が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報をいいます。但し、以下に掲げる情報はこの限りではありません。
 - (1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊 行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 当社から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から 除外するものとします。
- 2. お客様は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3. 第2項の定めにかかわらず、お客様は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

4. 登録ユーザーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、 秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての 複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第29条 (債権譲渡等の禁止)

1. お客様が当社に対して有する本サービスに係る債権含めその他一切の債権につき、お客様はその全部、又は一部を第三者に譲渡、移転、又は質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

第30条 (適用される法律)

1. 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第31条 (専属的合意管轄)

1. お客様と当社との間の本サービスに関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第32条 (分離可能性)

1. 本約款において定めた用語又は条項の一部が違法又は無効と判断される場合であって も、それ以外の用語又は条項は当然に有効であり、準拠法の範囲内で最大限の効力を有 するものとします。

第33条 (約款の変更)

- 1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更することができるものとします。
- 2. 当社は、本約款等を変更できるものとします。当社は、本約款等を変更した場合には、お客様に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、お客様が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に本契約の解約の手続を取らなかった場合には、お客様は、本約款等の変更に同意したものとみなします。

【制定】2023年1月25日

【改定】2023年5月24日

【改定】2023年7月12日

(以上)